

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成27年6月29日

【会社名】 東洋電機株式会社

【英訳名】 TOYO ELECTRIC CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松尾 昇光

【本店の所在の場所】 愛知県春日井市味美町2丁目156番地

【電話番号】 (0568) 31-4191 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 加藤 信

【最寄りの連絡場所】 愛知県春日井市味美町2丁目156番地

【電話番号】 (0568) 31-4191 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 加藤 信

【縦覧に供する場所】 本社事務所  
(愛知県春日井市味美町2丁目156番地)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【提出理由】

当社は、平成27年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金6円 総額 51,676,056円

##### ロ 効力発生日

平成27年6月25日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社移行のための規定の新設、公告方法の変更、文言の整理・統一化ならびに条数の繰り上げ等所要の変更を行う。

#### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）として、松尾隆徳、松尾昇光、松村和成、丹羽基泰、加藤信、清水純一、加藤茂男、堀睦英、奥村光宏の9氏を選任する。

#### 第4号議案 監査等委員3名選任の件

監査等委員である取締役として、森正一、有賀重介、葛谷昌浩の3氏を選任する。

#### 第5号議案 補欠の監査等委員1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、井上誠の1氏を選任する。

#### 第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額設定の件

現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3億円以内と定めることとする。ただし、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

#### 第7号議案 監査等委員の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額5千万円以内と定めることとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	6,314	3	0	(注) 1	可決 99.95
第2号議案 定款一部変更の件	6,312	5	0	(注) 2	可決 99.92
第3号議案 取締役9名選任の件					
松尾 隆徳	6,312	5	0	(注) 3	可決 99.92
松尾 昇光	6,314	3	0		可決 99.95
松村 和成	6,314	3	0		可決 99.95
丹羽 基泰	6,314	3	0		可決 99.95
加藤 信	6,314	3	0		可決 99.95
清水 純一	6,314	3	0		可決 99.95
加藤 茂男	6,314	3	0		可決 99.95
堀 睦英	6,314	3	0		可決 99.95
奥村 光宏	6,314	3	0		可決 99.95
第4号議案 監査等委員3名選任 の件					
森 正一	6,313	4	0	(注) 3	可決 99.94
有賀 重介	6,313	4	0		可決 99.94
葛谷 昌浩	6,311	6	0		可決 99.91
第5号議案 補欠の監査等委員1 名選任の件	6,314	3	0	(注) 3	可決 99.95
第6号議案 取締役(監査等委員 であるものを除 く。)の報酬額設定 の件	6,311	6	0	(注) 1	可決 99.91
第7号議案 監査等委員の報酬額 設定の件	6,312	5	0	(注) 1	可決 99.92

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての決議事項が可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。